

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百五十八号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十三項、第三条第三項第十号、第四条第一項第八号（同法第五条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第二条の二第一項第二号並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号イ中「事業主掛金をいう。以下同じ。」の下に「及び法第二十一条の二第一項の規定により資産管理機関に納付された企業型年金加入者掛金（法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金をいう。以下同じ。）を加える。」

第二条中「第三十五条第二号」を「附則第二条第四項」に改め、同条ただし書中「除き」の下に「法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付した者又は」を加え、又は「を、若しくは」に改める。

第六条第二号中「事業主掛金の額」の下に「の算定方法、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法」を加え、同条第七号を同条第十号とし、同条第六号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三 企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。

四 企業型年金加入者掛金の額は、次に掲げる場合を除き、年一回に限り変更することができるものであること。

イ 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合
ロ その他厚生労働省令で定める場合

五 企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものないこと。

第五十九条第一項第二号中「事業主」の下に「（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主及び企業型年金加入者）」を加える。

（所得税法施行令の一部改正）

第二条 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項第二号ただし書中「金額」の下に「企業型年金加入者掛金」を加え、同号二中「係る」の下に「同法第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び」を加え、同条第四項第二号中「のうちに」の下に「同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金の額又は」を加え、当該金額を「これらの金額」に改める。

附則

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。

財務大臣 安住 淳

厚生労働大臣 小宮山 洋子

内閣総理大臣 野田 佳彦